

# 契約上の地位移転 判断フロー & 確認事項

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 契約上の地位移転 判断フロー & 確認事項

## 民法第539条の2「契約上の地位の移転」とは

2020年4月の民法改正により明文化された「契約上の地位の移転」とは、契約の当事者の一方が、第三者にその契約上の地位（権利・義務・解除権などの包括的な立場）を譲り渡すことを指します。

### 【成立要件】

契約上の地位を移転するには、原則として以下の2つの要件を満たす必要があります。

1. 譲渡人と譲受人の合意

2. 相手方（残る当事者）の承諾

相手方の承諾が必要な理由は、契約相手が変わることで、支払い能力や履行能力に不安が生じる可能性があるためです。

# 契約上の地位移転 判断フロー & 確認事項

## 債権譲渡・債務引受との違いと判断フロー

「契約の一部だけに移したいのか」「契約当事者を丸ごと交代したいのか」によって適用される法律構成が異なります。

項目	契約上の地位の移転	債権譲渡	債務引受（併存的）
移転内容	権利・義務・解除権などすべて	権利（債権）のみ	義務（債務）のみ
相手方の承諾	必須	原則不要（通知で可）	不要（債権者との合意）
主な活用場面	事業譲渡、テナントの交代	債権回収、ファクタリング	親会社による債務保証

※「契約上の地位の移転」は、契約から生じる一切の権利義務を包括的に承継させる点で、単なる債権譲渡や債務引受とは一線を画します。

# 契約上の地位移転 判断フロー & 確認事項

## 実務における手続きと確認事項

M&A（事業譲渡）や店舗の居抜きなどで地位移転を行う場合、以下の手順と契約実務が必要です。

※「契約上の地位の移転」は、契約から生じる一切の権利義務を包括的に承継させる点で、単なる債権譲渡や債務引受とは一線を画します。

### ・三者間での合意形成

「譲渡人」「譲受人」「相手方」の三者間で合意書を締結するのが最も確実です。二者間（譲渡人と譲受人）で合意した後、相手方に承諾を求める形式も可能ですが、承諾が得られなければ移転の効力は生じません。

### ・M&A（事業譲渡）における注意点

「合併」や「会社分割」などの包括承継と異なり、「事業譲渡」は特定承継にあたります。そのため、**取引先との契約をそのまま引き継ぐには、取引先一件ごとに「契約上の地位の移転」の承諾を得る必要があります。**

### ・契約書（覚書）への記載事項

1. **移転対象の特定**（原契約の日付、名称）
2. **移転時期**（いつから譲受人が当事者になるか）
3. **未払い債務の扱い**（移転前の債務はどちらが負担するか）